平成２７年（フ）第１４１４号
札幌市豊平区月寒東３条４丁目２番１－201号
債務者　浅間　智仁
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４２１号
札幌市清田区北野７条１丁目９番30－203号
債務者　山根　茂昭
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４２８号
札幌市北区北40条西６丁目１番15－203号
債務者　乾　　孝行
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４６６号
北海道江別市あけぼの町19番地の21
債務者　瀬川　清美
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４６７号
北海道江別市あけぼの町19番地の21
債務者　瀬川　誠子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４６８号
北海道恵庭市柏木町３丁目８番13－Ｃ号
債務者　奥田眞美子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４７３号
札幌市北区北28条西13丁目２番19号
債務者　伊勢田幸治
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４７４号
北海道石狩市花川南９条４丁目56番地
債務者　五島　規好
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４８０号
札幌市西区八軒５条西４丁目１番20－403号
債務者　石川　秀玉
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４８５号
札幌市南区澄川４条１丁目１番５－406号
債務者　情野　幸子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４９０号
北海道江別市江別太173番地の１
債務者　井浦　圭次
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４９６号
札幌市北区新琴似５条６丁目２番48号
債務者　伊藤　朝美
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５０１号
北海道恵庭市中島町１丁目10番地５
債務者　千葉　多美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５０２号
札幌市白石区栄通19丁目11番38号　ハーベスト19Ｃ－101号
債務者　成田　靖士
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５１３号
札幌市白石区南郷通１丁目北10番10－307号
債務者　金澤　正美
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５１９号
札幌市豊平区平岸７条14丁目２番３－205号
債務者　木下　幸士
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５２１号
札幌市手稲区新発寒６条９丁目３番15号
債務者　大沼　知子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５２４号
札幌市白石区菊水元町３条１丁目１番１号
債務者　近藤　　清
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部